

2019年度 男女共同参画推進フォーラムに参加して

つなぐ、新たな明日へ

～女性も男性もともに暮らしやすい社会を創る～

ネットワーク会議（所属：会津若松市共同参画の会・国際ソロプチミスト会津）

山崎捷子

令和元年 8月 29日（木）から 31日（土）の 3日間、国立女性教育会館で開催された。
会館主催のワークショップ、各種団体のワークショップなどがあつた。

○特別公演は日本国憲法に女性の権利を～母ベアテ・シロタ・ゴードンの願い～で、ベアテさんの長女で弁護士のニコール・Aゴードン氏と弁護士、辻村みよ子氏の鼎談。

ベアテさんは 5歳から 15歳まで音楽家の父レオ・シロタとともに日本で育ったので、日本の習慣を実際に見ていた。

14条と 24条は特に女性の権利についてである。アメリカの憲法は「人権」だけで、日本憲法は女性の権利を謳っている。

残念に思っていたのは社会福祉の点で、「非嫡子の非をなくす」すなわち、産まれてくる児が差別されないことを入れたかったが、憲法にはふさわしくないと全部削られたこと。

1950年にアメリカ旅行をした市川房枝氏の通訳をし、「平等なくして平和なし、平和なくして平等なし」は肝に銘じている。など素晴らしい鼎談だった。

会津若松でも会津大学で私が実行委員長になり、ベアテさんの講演をしたことを思い出した。

○シンポジウム

男女共同参画基本法が成立してから 20年～今こそチャレンジ！政治分野への女性の参画～
コーディネーター：大沢真理、シンポジスト：三浦まり、河合覚子、三島あずさ

1999年に基本法が施行されて 20年、法整備は進んでいるが、一室的な平等が進まない日本社会。2018年「政治分野における男女共同参画推進法」が公布・施行され実際に動き出した。さらに実質化していくためにどのような取り組みが効果的なのかを考える。

ジェンダー関連政策とは何か？第 3条の男女の人権の尊重を目標にする、第 4条美よ堂を阻害する社会制度・慣行の 2つが特に大事である。ジェンダーを前提として社会の在り方は少子高齢化、経済の停滞といった状況をあっかさせ、「大きな社会的損失を招く」。特に政治分野が強い。

三浦まり氏は「政治分野における男女共同参画推進法」成立に力を尽くされたので、話を聞いて、なお、この法律を実質化させようとの強い思いが感じられた。

○他に参加したワークショップは「議席の半分に女性を！～政治分野における男女共同参画推進法施行から 1年～」「大学生と踊る CEDAW ダンス～『条約ダンスで全国行脚』～」、「変えよう女性の権利を国際基準に！」、「大学生・高校生と呼んで、話し合う、女性差別撤廃条約～女性差別撤廃条約国連採択 40周年を記念して～」などです。

今回は会津若松からは山崎一人の参加でした。北海道などは 1市町村で 10人以上の参加があり、また、国内から貸し切りバスでの参加もあった。会津若松でもきらめき塾など男女平等の普及に関連している講座で、ぜひともフォーラムに参加してほしい。子ども連れも保育室充実しています

ちなみに福島県として来年は「震災から 10年福島県のこれから（仮称）」をワークショップで参加する予定です。新しい令和から若い人たちにバトンタッチできればいいと願っています。

2019年度「男女共同参画推進フォーラム」への参加事業報告

収支決算書

収入の部

項目	決算額	備考
自己負担金	15,960	
会津若松市補助金	5,000	※対象経費の1/2(上限5,000円)
合計	20,960	

支出の部

項目	決算額	備考
交通費(往復)		会津若松～武蔵嵐山(往復)
乗車券	10,340	※補助対象経費
特急券	6,620	※補助対象外経費
宿泊費(2泊)	4,000	※補助対象外経費
	20,960	